タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年3月)

3月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社ケーエス北の星観光バス（法人番号４４４０００１０００５７０）　代表者小堤文郎	北海道函館市西桔梗町８６３番地１	本社営業所	北海道函館市西桔梗町８６３番地１	R8.3.9	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項	令和７年１２月２３日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）	0	0
	以下余白									